

第51期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年 3 月 28 日（木曜日）
午前 10 時（受付開始：午前 9 時）

場所

東京都港区台場二丁目 6 番 1 号
グランドニッコー東京 台場
地下 1 階 パレロワイヤル

目 次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	23
■ 計算書類	26
■ 監査報告	29

本年の定時株主総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産のご用意及び軽食のご提供は行いませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

証券コード6425
2024年3月11日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目7番26号
有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表取締役社長 富士本 淳

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.universal-777.com>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニュー（または画面右上三本の水平線アイコン）より「企業・IR」、「投資家情報」、「IR資料室」を順に選択いただき、「株主総会」欄よりご確認ください。)

【株主総会資料掲載用ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6425/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユニバーサルエンターテインメント」または「コード」に当社証券コード「6425」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りいたします。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル
3. 目的事項
報告事項 1. 第51期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件
以上

◎ご来場の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第25条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

なお、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であります。

また、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

事業報告

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより、社会経済活動が徐々に正常化へ向かい、国内景気は緩やかな回復傾向が続いております。一方で、不安定な国際情勢による原材料価格の高騰や世界的な金融引き締め、円安の進行等、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

こうした環境の中で遊技機事業においては、6.5号機やスマートパチスロの導入が本格的に進むことで市場環境が活性化しており、特に遊技性の幅が広がったスマートパチスロは、さらなるシェアの拡大が期待される状況にあり、当連結会計年度のパチスロ・パチンコ機総販売台数は180,632台となりました。統合型リゾート(IR)事業においては、年間を通して来場者数が順調に推移しており、各セグメントの取扱高が増加することで、売上高は前期比35.1%増加しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は178,995百万円（前期比 26.9%増）となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費について、オカダ・マニラ来場者数増加に伴い操業度が上昇したことにより人件費が増加した一方、当社における訴訟関連費用が減少したことにより、30,480百万円（前期比 152.2%増）となりました。また、リース契約の解約による収益及びリース解約益の計上、円安ドル高による為替差益の計上があった一方、社債利息がドル建であり円安ドル高等の理由により前期比で増加したことから、経常利益は38,080百万円（前期比 173.3%増）となりました。そして、前連結会計年度に計上されたような多額の固定資産除売却損、不法占拠に関する損失といった特別損失の減少もあった一方、当連結会計年度で多額の繰延税金資産の取り崩しもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は28,439百万円（前期比 147.2%増）となりました。なお、事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

【遊技機事業】

当連結会計年度における遊技機事業の売上高は80,980百万円（前期比 18.6%増）、営業利益は24,082百万円（前期比 21.5%増）となりました。

遊技機業界では、パチスロ機においては6.5号機やスマートパチスロの導入が本格的に進むこ

とで、パチンコホールの期待に応える好調な稼働状況が継続しており、販売市場の状況も良好です。パチンコ機においては、2023年4月に導入が開始されたスマートパチンコが徐々にシェアを拡大しており、今後さらなる市場の活性化が期待されます。

かかる状況下で当社は、6号機初のGODシリーズとなる『アナザーゴッドハーデス-解き放たれし槍撃ver.-』、まどか☆マギカシリーズ最新作『スマスロ劇場版 魔法少女まどか☆マギカ[前編]始まりの物語／[後編]永遠の物語f-フォルテ-』、バジリスクシリーズ最新作『スマスロバジリスク～甲賀忍法帖～絆2 天膳BLACK EDITION』等の市場投入を行いました。なお、当社は2023年パチスロ機販売台数上位のシェアを確保しております。

【統合型リゾート(IR)事業】

当連結会計年度における統合型リゾート(IR)事業の売上高⁽¹⁾は96,947百万円（前期比35.1%増）、営業利益は14,367百万円（前期比280.0%増）となりました。また、調整後EBITDA⁽²⁾は29,981百万円（前期比54.9%増）となりました。

当社グループが運営する統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」は、来訪者数が年間を通して増加傾向にあり、すべてのセグメントにおいて取扱高が増加しました。ゲーミング収益においては、VIP向け、マスマーケット向けのテーブルゲーム及びゲーミングマシンがいずれも大幅な増収となりました。施設面においては、新型コロナウイルス感染症の影響が軽微となったことから、時期別のイベント開催、飲食店やリTAILの誘致に注力しました。また、第1四半期にフォーブス・トラベルガイドより4年連続となる5つ星を獲得したことに続き、第3四半期にはワールド・トラベル・アワードの「アジアを代表するカジノリゾート」に選ばれるなど、アジア地域におけるカジノリゾートとしての存在感を高めることで、海外からの集客にも注力しました。なお、第4四半期においては、全社的なシステム障害の発生を受けて情報管理の見直しを行うなど、社内管理体制の強化も図っております。

以上の結果、2023年12月期はシステム障害による一時的な収益面の落ち込みはあったものの、過去最高の調整後EBITDAを記録しました。

- (1) 売上高は、総売上高からゲーミング税及びジャックポット費用を控除したものの
- (2) 調整後EBITDA = 営業損益 + 減価償却費 + その他の調整項目

【その他】

当連結会計年度におけるその他の売上高は831百万円（前期比5.9%増）、営業利益は285百万円（前期比838.6%増）となりました。

メディアコンテンツ事業においては、『沖ドキ!GOLD』『アナザーゴッドハーデス-解き放たれし槍撃ver.-』『パチスロ 新鬼武者2』『クランキークレスト』のシミュレータアプリをApp

Store・Google Playにて配信し、複数のタイトルが有料アプリ・ゲーム・カジノカテゴリーでダウンロードランキング1位を獲得するなど、大変好評をいただいております。月額制サービスの「ユニバ王国」においては、『花火絶景』『沖ドキ!GOLD』『アナザーゴッドハーデス-解き放たれし槍撃ver.-』の3機種を追加しました。基本プレイ無料のソーシャルカジノゲーム「スロットストリート」では、パチスロ機をモチーフにしたビデオスロットを3機種追加し計57機種となりました。いずれのサービスも新機種を追加することでユーザーの新規獲得と満足度向上に努めております。楽曲配信においては、主要サイトApple Music・Spotify・YouTube Musicをはじめとする24サイトへ8タイトルを提供いたしました。

【当社グループの売上高内訳】

単位：百万円

事業別名称	第50期 2022年度	第51期 2023年度	増減額	増減率
遊技機事業	68,268	80,980	12,711	18.6%
統合型リゾート（IR）事業	71,771	96,947	25,176	35.1%
その他	785	831	46	5.9%
合計	140,825	178,759	37,933	26.9%

（注）上記、当社グループの売上高内訳については、開示上のセグメント間の取引を相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、フィリピンでのカジノリゾートプロジェクトに係る建設工事等のため、28億円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2020年度)	第 49 期 (2021年度)	第 50 期 (2022年度)	第 51 期 (2023年度)
売 上 高(百万円)	90,871	90,435	140,998	178,995
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△9,249	△2,508	13,933	38,080
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	△19,218	△19,052	11,506	28,439
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△247.60	△245.88	148.50	367.04
総 資 産(百万円)	568,502	572,381	596,177	628,006
純 資 産(百万円)	357,577	338,919	349,315	388,388

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

名 称	資 本 金	当 社 対 する 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Okada Holdings L i m i t e d	9,362,968千HK\$	70.2 %	有価証券投資等

(注) 当社は、自己株式2,704,096株を保有しておりますが、出資比率は自己株式2,704,096株を控除して計算しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との間の取引として配当金の支払いを行っており、当該取引については、当社の取締役会も把握した上で、親会社から独立し、最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

また、当社の利益を害さないかの判断につき、社外取締役の意見が異なることもありません。

③ 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) メ ー シ ー	20百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) エ レ コ	10百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ミ ズ ホ	10百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株) ア ク ロ ス	5百万円	100.0 %	遊技機器の製造
(株)ユニバーサルプロス	5百万円	100.0 %	遊技機器の製造
TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.	8,699,745千PHP	99.9 %	カジノリゾート事業
Tiger Resort Asia Limited	14,638,663千HK \$	100.0 %	海外事業の推進
Brontia Limited	1,280,191千HK \$	100.0 %	土地保有会社への投資
Aruze USA, Inc.	10US \$	100.0 %	投資管理事業、カジノ機器ライセンス管理
ARUZE Investment Co.,Ltd.	4,000千Riels	49.0 %	観光関連

- (注) 1. ARUZE Investment Co.,Ltd.に対する出資比率は、当社の子会社であるAruze USA, Inc.による出資比率であります。
2. TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.及びBrontia Limitedに対する出資比率は、当社の子会社であるTiger Resort Asia Limitedによる出資比率であります。

(4) 対処すべき課題

①遊技機事業

遊技機業界では、6.5号機やスマートパチスロの好調な稼働状況により景況の改善が進んでおりますが、長引くコロナ禍の影響やレジャーの多様化に伴う遊技人口の減少から、パチンコホールの集客や稼働の低下を招いており、経営環境は依然として厳しい状況です。当社は、独自性のある魅力的な遊技機創出と生産体制の活用をもって、引き続きパチンコホール経営への貢献度が高い遊技機を提供することで、販売シェアの向上を図り、市場の活性化に努めてまいります。

②特許戦略

かねてから当社グループは、知的財産の創出と保護の重要性を認識し、特許申請書類の標準化などによって、より多くの優れた発明の権利化のための仕組み作りを進めてまいりました。また、それぞれの発明を技術分野ごとに取りまとめて出願する体制を確立することにより、申請書類の内容を充実させ、出願数に対する登録数の割合の向上を図ってまいりました。当社が取得した特許及び特許出願中の技術は、他社と比較しても極めて有効で実利的な内容であり、これらを最大限自社製品の開発に活かし、製品付加価値を向上させることで、他社製品と技術面での差別化を図り、当社グループの事業における優位性を確保してまいります。さらに、特許ライセンス収入の確保を目的とした、特許活用戦略及び権利侵害に対する権利行使を強力に推進してまいります。

③統合型リゾート(IR)事業

当社グループが運営する統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」は、最高級のホテル、世界各国の料理を提供するファインダイニング、高級商業施設、世界最大級のマルチカラーの演出による噴水「ザ・ファウンテン」、ビーチクラブやナイトクラブを有する全天候ドーム型施設「コープ・マニラ」等の施設を完備しており、国内外からのすべてのお客様にご満足いただける最高級の“非日常”を提供し続けることを目指しております。また、顧客層に合わせたゲーミングフロアの拡充とレストランやリテールの整備により、来場者数、宿泊者数の増大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

主要事業	主要製品・事業内容
遊技機事業	パチスロ・パチンコ及び周辺機器等の研究、開発、製造及び販売事業
統合型リゾート(IR)事業	カジノ、ホテル、飲食、リテイル&リーシング、エンターテインメント及び不動産開発等の事業
その他	メディアコンテンツ事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社

- ・本社 東京都江東区
- ・営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道営業所	北海道札幌市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
盛岡営業所	岩手県盛岡市	金沢営業所	石川県金沢市
仙台営業所	宮城県仙台市	大阪営業所	大阪府大阪市
北関東営業所	栃木県宇都宮市	神戸営業所	兵庫県神戸市
新潟営業所	新潟県新潟市	岡山営業所	岡山県岡山市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市	広島営業所	広島県広島市
東京営業所	東京都江東区	四国営業所	愛媛県松山市
横浜営業所	神奈川県横浜市	九州営業所	福岡県福岡市
静岡営業所	静岡県静岡市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市

・工場

名称	所在地	名称	所在地
四街道工場	千葉県四街道市	小山工場	栃木県小山市

② 子会社
(国内)

社名	所在地
(株) メーシー	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) エレコ	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) ミズホ	本社：東京都江東区 工場：千葉県四街道市
(株) アクロス	本社：東京都江東区 工場：栃木県小山市
(株) ユニバーサルプロス	本社：東京都江東区 工場：栃木県小山市

(海外)

社名	所在地
TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.	フィリピン
Tiger Resort Asia Limited	中国（香港）
Brontia Limited	中国（香港）
Aruze USA, Inc.	アメリカ
ARUZE Investment Co.,Ltd.	カンボジア

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比増減
遊技機事業	815名	26名増
統合型リゾート(IR)事業	5,979名	289名増
その他	15名	17名減
全社(共通)	174名	4名減
合計	6,983名	294名増

(注) 使用人数には役員、契約社員、派遣社員、パート及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
984名	8名増	44歳0ヶ月	12年1ヶ月

(注) 使用人数には役員、契約社員、派遣社員、パート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
Asia United Bank Corporation	4,467百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

〔岡田和生氏に対する責任追及等〕

2017年8月30日に開示した特別調査委員会の調査結果を受けて、当社グループは、民事責任及び刑事責任の両面から、岡田和生氏に対する責任追及を進めています。

民事責任の追及に関しては、当社及び当社子会社は、当社グループが岡田和生氏の不正行為により被った損害の回復を図ることを目的として、岡田和生氏を被告とする損害賠償請求訴訟を国内外の裁判所に提起しました。このうち国内及び韓国で提起した訴訟については、当社の岡田和生氏に対する損害賠償請求を認める判決が言い渡され、既に確定しています。香港における民事訴訟は、現在も係属中です。

また、刑事責任の追及に関して、当社グループは、香港、韓国及びフィリピンの捜査当局に対する刑事告訴、刑事告発等を行っております。

当社グループは、今後も、各国の捜査当局の捜査に必要な協力を行うとともに、引き続き、岡田和生氏に対し、毅然とした対応をとってまいります。

〔TRLEIに関する事項〕

2022年4月27日付で、フィリピンの最高裁判所は、岡田和生氏がTIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. (以下「TRLEI」という。)の株主、取締役、会長及びCEOから解任される前の2017年の「原状」を回復するよう命令を発出しました。これは、フィリピンの最高裁判所が審理中の本案訴訟、すなわち岡田和生氏とTRLEIの間の訴訟について決定が下されるまでの暫定的な、仮の命令でした。その後、フィリピンの最高裁判所は、2023年11月13日、岡田和生氏とTRLEIの間の訴訟について岡田和生氏の訴えを棄却するとともに、原状回復命令を解除しました。これにより、岡田和生氏が、TRLEIの株主、取締役、会長及びCEOから適切に解任されたことが確認されました。

なお、2022年5月31日、岡田和生氏とその指示を受けたグループが、TRLEIの運営するオカダ・マニラの施設に侵入し、施設及び運営を奪取した事件につきましては、刑事事件として、現在もフィリピンの裁判所において審理中です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 324,820,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 80,195,000株(自己株式2,704,096株を含む) |
| ③ 株主数 | 16,518名(前期末比3,689名増) |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
OKADA HOLDINGS LIMITED	千株 54,452	% 70.26
横 塚 ヒ ロ 子	2,045	2.63
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,780	2.29
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,316	1.69
富 士 本 淳	658	0.84
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	642	0.82
楽 天 証 券 株 式 会 社	632	0.81
ユ ニ バ ー サ ル 従 業 員 持 株 会	508	0.65
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	480	0.61
株 式 会 社 北 斗	466	0.60

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,704,096株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式2,704,096株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2017年9月21日	
新株予約権の数	2,700個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 270,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	1個当たり8,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり446,300円 (1株当たり4,463円)	
権利行使期間	2020年4月1日から 2024年10月5日まで	
行使の条件	(注)	
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：2,500個 ・目的となる株式数：250,000株 ・保有者数：4名
	社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：200個 ・目的となる株式数：20,000株 ・保有者数：1名

- (注) 1. 新株予約権者は、下記 (i) または (ii) のいずれかの条件を満たした場合に限り、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (i) 2018年12月期及び2019年12月期の経常利益（監査済みの当社連結損益計算書または損益計算書の経常利益をいう。以下同じ。）が次の各号に定める全ての条件を達成している場合。
- (a) 2018年12月期の経常利益が300億円を超過していること。
- (b) 2019年12月期の経常利益が320億円を超過していること。
- (ii) 2018年12月期及び2019年12月期の経常利益の累積額が800億円を超過した場合。
2. 新株予約権者は、上記1に加え、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額の130%以上となった時点よりも後に限り、本新株予約権を行使することができる。
3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

<取締役及び監査役>

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼 CEO 兼 CIO	富士本 淳	国内事業統括 日本将棋ネットワーク(株) 取締役
取 締 役	徳 田 一	経営企画担当、海外事業管理担当 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役
取 締 役	岡 田 幸 子	岡田美術館担当、海外事業管理担当 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役
取 締 役 兼 C F O	麻 野 憲 志	管理本部担当、海外事業管理担当 TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC. 取締役 Tiger Resort Asia Limited 取締役 Brontia Limited 取締役
取 締 役	宮 永 雅 好	中央大学ビジネススクール 特任教授
取 締 役	宮 内 宏	宮内・水町IT法律事務所 代表弁護士
常 勤 監 査 役	矢 澤 豊	
監 査 役	鈴 木 誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長
監 査 役	金 子 彰 良	仰星監査法人 代表社員 (同)監査D&Iコンソーシアム 代表社員 仰星監査法人 職務執行者 仰星コンサルティング(株) 取締役

- (注) 1. 取締役宮永雅好氏及び宮内宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役矢澤豊氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役鈴木誠氏は公認会計士及び税理士、金子彰良氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役宮永雅好氏及び宮内宏氏、並びに社外監査役矢澤豊氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏を、それぞれ東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。）及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 補償契約の内容の概要

当社と取締役富士本淳氏、徳田一氏、岡田幸子氏、麻野憲志氏、宮永雅好氏及び宮内宏氏並びに監査役矢澤豊氏、鈴木誠氏及び金子彰良氏は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が各取締役または各監査役に対してその責任を追及する場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の費用や各取締役または各監査役がその職務を行うにつき悪意または重過失があった場合の費用について、当社は補償義務を負わないこと等を定めております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、1年ごとに更新しております。当該契約の次回更新時においても同内容での更新を予定しております。その他の役員等賠償責任保険契約の概要は、以下のとおりであります。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に起因して、株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害について、填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

なお、当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、以下の損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

・当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種別別の額(百万円)			支給額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	7 (3)	888 (42)	— (—)	— (—)	888 (42)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	37 (37)	— (—)	— (—)	37 (37)
合 計	10	925	—	—	925

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額20億円以内(うち社外取締役分は年額2億円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、1998年3月26日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は1名であります。

4. 当事業年度末日現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)であります。上記の取締役の人員と相違しておりますのは、2023年3月30日開催の第50期定時株主総会の終了の時をもって退任した社外取締役1名が含まれているためであります。

⑥ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、2021年3月16日付けで、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。その概要は、次のとおりです。

取締役の報酬は、株主総会での決議の範囲内で、毎月定額で支給する金銭のみとし、基本報酬部分と前事業年度の業績等を踏まえて決定する部分(以下「業績関連部分」という。)から構成します。

基本報酬部分は、前年の報酬額に役割及び職責等に応じて決定する係数を乗じて得られた金額又は取締役会が別途決定する額とします。業績関連部分は、前事業年度の連結経常利益に役割及び職責等に応じて取締役会が決定する係数を乗じて得られた金額とします。

基本報酬部分と業績関連部分の、取締役の個人別の報酬の額に占める割合は、役割及び職責等に応じて取締役会が決定するものとします。取締役会は、取締役の報酬の基本報酬部分及び業績関連部分を算出するための係数(基本報酬部分の金額を別途決定する場合は、その金額を含み、以下「係数等」という。)を決定した上で、取締役の報酬の具体的な算定を代表取締役社長に一任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定した本方針に従い、取締

役会が決定した係数等を用いて、取締役の個人別の報酬を決定する権限を有します。

なお、取締役の個人別の報酬等の具体的な算定は、取締役会における合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役による決定が適していると考えられるため、取締役会は、上記決定方針に従い、係数等を決定した上で、代表取締役社長富士本淳（担当：国内事業統括 兼 CEO 兼 CIO）に対し、当事業年度の実績の個人別の報酬等の決定を委任し、同氏がこれを決定いたしました。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認し、上記の方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会での決議の範囲内で監査役会において監査役の協議により決定しております。

- ⑦ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
当事業年度では該当ありません。

- ⑧ 社外役員に関する事項（2023年12月31日現在）

1) 社外取締役の兼務の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
宮永雅好	中央大学ビジネススクール 特任教授	特別の関係はありません。
宮内宏	宮内・水町IT法律事務所 代表弁護士	特別の関係はありません。

2) 社外監査役の兼務の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
矢澤豊		特別の関係はありません。
鈴木誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所 所長	特別の関係はありません。
金子彰良	仰星監査法人 代表社員 (同)監査D&Iコンソーシアム 代表社員 仰星監査法人 職務執行者 仰星コンサルティング(株) 取締役	特別の関係はありません。

3) 社外役員の子な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
宮永雅好	取締役	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、主に経営学、企業財務の専門的見地から発言を行っております。また、取締役会への出席だけではなく、独立役員間で意見交換会を行い、その結果を業務執行取締役への助言・監督に繋げ、また、コーポレートガバナンス報告書の内容に関して積極的に助言を行い、その充実に寄与するなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
宮内宏	取締役	就任後当事業年度に開催された取締役会9回のうち全てに出席し、主に弁護士及びIT専門家として専門的見地から発言を行っております。また、取締役会への出席だけではなく、独立役員間で意見交換会を行い、その結果を業務執行取締役への助言・監督に繋げるなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
矢澤豊	監査役	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席、また監査役会においては15回のうち全てに出席し、主に英国法廷弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
鈴木誠	監査役	当事業年度に開催された取締役会12回の11回に出席、また監査役会においては15回の14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
金子彰良	監査役	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席、また監査役会においては15回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 取締役宮内宏氏は、2023年3月30日開催の第50期定時株主総会において新たに選任され就任しておりますので、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は9回であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 UHY東京監査法人

② 報酬等の額

										支	払	額	合	計
当	事	業	年	度	に	係	る	会	計					
監	査	人	の	報	酬	等	の	額		102百万円				
当	社	及	び	子	会	社	が	支	払					
う	上	き	の	金	銭	の	他	の	財	102百万円				
産	産	の	利	益	の	合	計	額						

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるTIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	103,958	流 動 負 債	164,739
現金及び預金	44,300	支払手形及び買掛金	9,399
受取手形及び売掛金	11,039	1年内返済予定の長期借入金	4,467
有価証券	2,448	1年内償還予定の社債	113,810
商品及び製品	3,399	未払金	6,492
仕掛品	13,839	未払費用	10,169
原材料及び貯蔵品	10,988	未払法人税等	81
その他	18,827	賞与引当金	87
貸倒引当金	△884	その他	20,230
固 定 資 産	523,745	固 定 負 債	74,879
有 形 固 定 資 産	442,798	退職給付に係る負債	650
建物及び構築物	349,706	関係会社長期預り金	7,091
機械装置及び運搬具	25,100	リース債務	56,650
リース資産	49,784	繰延税金負債	7,305
土地	7,544	その他	3,181
建設仮勘定	6,670	負 債 合 計	239,618
その他	3,991	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,795	株 主 資 本	375,900
その他	1,795	資 本 金	98
投 資 其 他 の 資 産	79,152	資 本 剰 余 金	18,828
投資有価証券	9,941	利 益 剰 余 金	364,273
長期預け金	8,743	自 己 株 式	△7,298
関係会社長期預け金	34,402	その他の包括利益累計額	12,436
関係会社長期未収入金	11,423	その他有価証券評価差額金	△20
繰延税金資産	4,586	為 替 換 算 調 整 勘 定	12,620
その他	15,047	退職給付に係る調整累計額	△163
貸倒引当金	△4,992	新 株 予 約 権	51
繰 延 資 産	301	純 資 産 合 計	388,388
資 産 合 計	628,006	負 債 ・ 純 資 産 合 計	628,006

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		178,995
売上原価		79,661
販売費及び一般管理費		99,334
営業利益		68,854
営業外収益		30,480
受取配当金	1,095	
受取利息	25	
受取差益	6,259	
貸借契約解約益	18,698	
貸借契約解約益	4,150	
その他	717	30,946
営業外費用		
支払債権の売却損	4,745	
持分法による投資損失	11,305	
支店倒引当金の繰入	6,747	
その他	10	
経常利益	46	
特別利益	490	23,345
特別利益		38,080
固定資産の売却益	49	
その他	2	51
特別損失		
固定資産の売却損	183	183
税金等調整前当期純利益		37,948
法人税、住民税及び事業税	409	
法人税等調整額	9,099	9,508
当期純利益		28,439
親会社株主に帰属する当期純利益		28,439

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年1月1日残高	98	18,829	338,932	△7,317	350,542
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,099		△3,099
親会社株主に帰属する当期純利益			28,439		28,439
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		18	17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1	25,340	18	25,358
2023年12月31日残高	98	18,828	364,273	△7,298	375,900

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年1月1日残高	△16	△1,287	18	△1,285	58	349,315
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,099
親会社株主に帰属する当期純利益						28,439
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4	13,907	△181	13,721	△7	13,714
連結会計年度中の変動額合計	△4	13,907	△181	13,721	△7	39,072
2023年12月31日残高	△20	12,620	△163	12,436	51	388,388

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		67,143	流 動 負 債		140,741
現 金 及 び 預 金		18,184	支 払 手 形		5,088
受 取 手 形		4,527	買 掛 金		4,806
売 掛 金		5,562	短 期 借 入 金		7,400
商 品 及 び 製 品		1,702	未 払 金		3,357
仕 掛 品		13,839	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債		113,810
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		10,899	未 払 費 用		1,407
前 渡 金		5,105	未 払 法 人 税 等		40
前 払 費 用		760	賞 与 引 当 金		85
短 期 貸 付 金		4,656	そ の 他		4,746
そ の 他		2,102	固 定 負 債		18,517
貸 倒 引 当 金		△197	関 係 会 社 長 期 預 り 金		9,672
固 定 資 産		458,330	繰 延 税 金 負 債		7,305
有 形 固 定 資 産		17,583	資 産 除 去 債 務		598
建 物		7,575	そ の 他		941
構 築 物		366	負 債 合 計		159,259
機 械 及 び 装 置		800	純 資 産 の 部		
工 具 、 器 具 及 び 備 品		2,935	株 主 資 本		366,528
土 地		5,894	資 本 金		98
そ の 他		10	資 本 剰 余 金		20,260
無 形 固 定 資 産		785	資 本 準 備 金		7,503
ソ フ ト ウ ェ ア		647	そ の 他 資 本 剰 余 金		12,757
そ の 他		138	利 益 剰 余 金		353,469
投 資 そ の 他 の 資 産		439,960	利 益 準 備 金		861
投 資 有 価 証 券		78	そ の 他 利 益 剰 余 金		352,607
関 係 会 社 株 式		225,070	別 途 積 立 金		90,000
関 係 会 社 長 期 立 替 金		189,167	繰 越 利 益 剰 余 金		262,607
長 期 預 け 金		3,291	自 己 株 式		△7,298
関 係 会 社 長 期 預 け 金		16,528	評 価 ・ 換 算 差 額 等		△63
そ の 他		7,496	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△63
貸 倒 引 当 金		△1,671	新 株 予 約 権		51
繰 延 資 産		301	純 資 産 合 計		366,516
資 産 合 計		525,775	負 債 ・ 純 資 産 合 計		525,775

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		83,028
売上原価		46,600
売上総利益		36,427
販売費及び一般管理費		21,445
営業外収益		14,982
受取利息	83	
受取配当	6	
受取替の差	5,801	
営業外費用	485	6,377
支社債発行手数料	155	
支社債発行手数料	11,305	
支社倒引当金の繰入	301	
経常利益	10	
特別利益	46	
固定資産売却益	12	11,831
固定資産売却損		9,527
株予約権戻入	0	
特別損失	2	2
固定資産売却損	182	182
税引前当期純利益		9,347
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等調整額	1,934	1,973
当期純利益		7,374

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金	資本剰余金計	利 準 備 益 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利益剰余金計
					別 積 立 途 金	繰 越 利 益 金		
2023年1月1日残高	98	7,503	12,758	20,261	861	90,000	258,332	349,193
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△3,099	△3,099
当期純利益							7,374	7,374
自己株式の取得								
自己株式の処分			△1	△1				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△1	△1	-	-	4,275	4,275
2023年12月31日残高	98	7,503	12,757	20,260	861	90,000	262,607	353,469

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2023年1月1日残高	△7,317	362,235	△33	△33	58	362,261
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△3,099				△3,099
当期純利益		7,374				7,374
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	18	17				17
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△30	△30	△7	△37
事業年度中の変動額合計	18	4,292	△30	△30	△7	4,254
2023年12月31日残高	△7,298	366,528	△63	△63	51	366,516

(注) 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	<u>鹿目 達也</u>
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	<u>片岡 嘉徳</u>
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	<u>安河内 明</u>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバーサルエンターテインメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	<u>鹿目 達也</u>
指定社員 業務執行社員	公認会計士	<u>片岡 嘉徳</u>
指定社員 業務執行社員	公認会計士	<u>安河内 明</u>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの2023年1月1日から2023年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、国内子会社については取締役と、主要な海外子会社については当社の取締役会において担当取締役から定期的に事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、海外子会社の内部監査部門から、実施した監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその国内海外子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従

って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに、適切な監査の確保に向けて会計監査人の選定及び評価基準項目、関連する確認・留意すべき事項を設定し、評価を実施いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント 監査役会

社外監査役 矢澤 豊 ⑩
(常勤監査役)

社外監査役 鈴木 誠 ⑩

社外監査役 金子 彰 良 ⑩

以上

メ モ 欄

メ モ 欄

メ モ 欄

株主総会会場のご案内

- 会 場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル
電話 03-5500-6711 (代表)
- 最寄駅 ・ゆりかもめ「台場」駅下車 徒歩1分
・りんかい線「東京テレポート」駅下車 出口B 徒歩10分



◎駐車場のご用意がございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。